

【新設】（２以上の事業年度において指定事業の用に供した場合の取得価額の計算）

44 の 6-5 認定計画に従って行う指定事業の用に供するために取得又は製作をする再資源化事業等高度化設備でその取得価額の合計額が 20 億円を超えるものを 2 以上の事業年度においてその指定事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて 20 億円を超えることとなる事業年度（以下「超過事業年度」という。）における措置法第 44 条の 6 第 1 項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる個々の再資源化事業等高度化設備の取得価額は、次の算式による。

（算式）

$$\left(\begin{array}{l} \text{20 億円} \\ \text{—} \\ \text{超過事業年度前の各事業年度において指定} \\ \text{事業の用に供した再資源化事業等高度化設} \\ \text{備の取得価額の合計額（注 1）} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{超過事業年度において指定事業の用に供した} \\ \text{個々の再資源化事業等高度化設備の取得価額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{超過事業年度において指定事業の用に供した再} \\ \text{資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額} \end{array}}$$

（注）1 超過事業年度前の各事業年度において指定事業の用に供した個々の再資源化事業等高度化設備については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。

2 認定計画が共同計画に係るものである場合には、本文及び算式中「20 億円」とあるのは「20 億円を認定計画の共同作成者の間で合理的にあん分した金額」とする。

【解説】

- 1 本通達では、本制度の対象となる再資源化事業等高度化設備を複数取得し、その取得価額の合計額が上限を超える場合で、それぞれの再資源化事業等高度化設備を複数の事業年度において指定事業の用に供するときにおける特別償却限度額の計算の基礎となる取得価額の計算方法を明らかにしている。
- 2 本制度の特別償却限度額の計算の基礎となる再資源化事業等高度化設備の取得価額は、各再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計で 20 億円を頭打ちとし、認定計画に従って行う指定事業の用に供するために取得又は製作をする再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が 20 億円を超える場合には、20 億円にその指定事業の用に供した再資源化事業等高度化設備の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とされている（措法 44 の 6 ①）。すなわち、その 20 億円がいずれの再資源化事業等高度化設備の取得価額から成るかについては、特定の再資源化事業等高度化設備の取得価額から成るものとするのではなく、再資源化事業等高度化設備の全部の取得価額の

中に平均的に含まれているものとして計算することとされている。

- 3 ところで、一の認定計画に従って廃棄物処理施設を整備する場合において、再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が上限を超え、かつ、その指定事業の用に供する時期が複数の事業年度にまたがるときの特別償却限度額の計算については、その同一の認定計画に基づいて取得する再資源化事業等高度化設備の全部に上限額を配賦するという考え方、あるいは、その適用を受ける再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が上限を超えることになった場合に、既にその適用を受けている事業年度に遡及して特別償却限度額の計算をするという考え方もある。しかしながら、これらによると計算が非常に煩雑になるため、本通達において、指定事業の用に供した再資源化事業等高度化設備の取得価額が初めて上限を超えることとなる事業年度で、その事業年度において指定事業の用に供した再資源化事業等高度化設備の取得価額の調整計算を行うこととしている。
- 4 なお、認定計画については、複数の事業者が共同して高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画を作成し、認定の申請をするとも予定されているが、認定計画が複数の事業者が共同して作成した計画に係るものである場合における取得価額の合計額の上限については、措置法通達 44 の 6－4 と同様に取り扱うこと、すなわち、20 億円をその認定計画の共同作成者の間で合理的にあん分した金額とすることを本通達の注書 2 において明らかにしている。